

## 本庄市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（目的）

甲及び乙は、相互の連携を強化し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 第2条（連携事項）

1. 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
  - (1) SDGs推進に関すること
  - (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
  - (3) 地域産業の振興・支援に関すること
  - (4) 地域の安全・安心に関すること
  - (5) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること
2. 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については甲、乙協議の上、別途取り決めるものとする。
3. 乙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

### 第3条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり相手方から知り得た情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
  - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
  - (3) 法令により開示をもとめられたもの
2. 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

### 第4条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方に対し何らかの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した者は賠償責任を負わない。
  - (1) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
  - (2) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
  - (4) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

第5条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の書面による申し出がない場合、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。
2. 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

第6条（協議）

本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

2024年 8月28日

甲：埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号  
本庄市

本庄市長

乙：埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目20  
三井住友海上大宮東町ビル4階  
三井住友海上火災保険株式会社 埼玉支店

埼玉支店長